公示番号: 19a01104 国 名:ベトナム

担当部署:東南アジア・大洋州部東南アジア第3課

案件名:公共投資・財政管理に係る情報収集・確認調査(公共投資・財政管理)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:公共投資・財政管理

(2)格付:2号

(3)業務の種類:調査業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2020年3月下旬から2020年9月中旬まで

(2) 業務 M/M:国内 1.00M/M、現地 1.00M/M、合計 2.00M/M

(3)業務日数:

第1次国内準備作業期間 5日
第1次現地業務期間 15日
第2次国内準備作業間 5日
第2次現地業務期間 15日
帰国後整理期間 10日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:1月29日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) >業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。 なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020 年 2 月 7 日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1)業務の実施方針等:
 - ①業務実施の基本方針

16 点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40 点 2対象国及は同類似地域での業務経験 8 点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16 点 ④その他学位、資格等 16 点

ての他子位、負債等 10点 (計 100点)

類似業務	公共投資・財政管理分野係る各種業務
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ベトナムに対して過去 10 年間 JICA は平均で約 1,400 億円/年(承諾ベース) の円 借款を供与してきた。ベトナムは JICA の円借款貸付残高第2位の国であり、無償・ 技術協力に関しても最大の供与国の一つである。しかし、2016年の政権交代後、汚 職防止の強化や行政及び財政改革を一層進めるなか、公共投資・財政管理関連法・政 令の度重なる改正により事務手続きが複雑化し、協力をスムーズに進めるにあたり弊 害となってきている。特に、2017年の公的債務管理法の改正によって、公的債務の 抑制方向に政府が舵を切ってからは、物理的な支出引き締めの影響だけではなく、財 政省や計画投資省など省庁及び地方自治体間での所掌が外部からは不透明となり手 続き面でも JICA の協力に大きな影響を与えている。このような状況は JICA だけで なく他ドナーの案件形成、履行においても起こっており、2019年10月には外部大手 各付機関 Moody's はこういった当該国の手続きの非効率性のために格付けを下方修 正する可能性を含めて検討を始めたと発表し、12月に格付けを維持することを決定 したが、引き続き手続面がリスクとして見通しはネガティブに変更された。ベトナム は約7%の堅調な経済成長を続けているが、電力や、交通などのインフラ整備が追い 付いていないという現状もあり、公共投資・財政管理の手続きによるインフラ整備の 遅れは喫緊の課題であると考えられる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、発注者と協議調整しつつ、ベトナム財政省、計画投資省などを対象として、以下を目的として必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

- (a) JICA の案件形成、履行において、ボトルネックとなっている手続きを体系的 に整理し、今後の案件形成、履行に役立てる。
- (b) (a)で特定したボトルネックに対し、有効な対策として JICA が支援し得る分野、領域を検討する。

具体的な業務は次のとおりとする。

- (1) 国内準備作業期間(2020年3月下旬)
 - ① 発注者と調査方針・内容について協議する。
 - ② 本邦にて既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ベトナム政府作成の関連報告書、ベトナム関連法令等を参照し、ベトナムにおける公共投資・財政管理に関する基礎的な情報収集を行う。
 - ③ 発注者と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理しワークプラン(和文)を作成し発注者による確認ののち提出する。併せて、JICA ベトナム事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間(2020年4月上旬~4月下旬)
 - ① JICA ベトナム事務所とワークプランの詳細について調整する。
 - ② ベトナム財政省や計画投資省など関連機関に対し、ヒアリングを行い以下について調査・分析する。
 - 1. 関連各組織の現状
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する資料及びヒアリングから最新状況を 把握する。
 - (b) 財政省と計画投資省との間での役割分担(組織体制、予算編成、執行、 モニタリング等、及び公的債務管理に関する業務分担)及び両省庁間 での連携体制を把握する。
 - 2. 公共投資法の改定動向の把握・分析
 - (a) 改正公共投資法の概要
 - (b) 公共投資事業の新規案件選定・承認のプロセスや基準を把握・分析する。
 - 3. 予算関連法の改定動向
 - (a) 予算関連法の概要
 - (b) 予算関連法の改定動向の把握・分析
 - 4. 公的債務管理法の改正後の動向を把握・分析する。
 - (a) 公的債務管理法の概要
 - (b) 公的債務管理法の改定動向の把握・分析
 - 5. ODA 政令の改定動向を把握分析する。
 - (a) ODA 政令の概要
 - (b) ODA 政令の改定動向の把握・分析
 - 6. 転貸政令の改定動向を把握分析する。
 - (a) 転貸政令の概要
 - (b) 転貸政令の改定動向の把握・分析
 - 7. 公有資産管理法
 - (a) 公有資産管理法の概要
 - (b) 公有資産管理法と2~6の法令との相関関係を把握する。
 - 8. 財政省及び計画投資省における以下の各予算プロセスを把握・分析
 - (a) 予算制度
 - (b) 予算編成プロセス
 - (c) 公共投資計画と配賦額の関係
 - (d) 予算額と資金ディスバースメントとの関係
 - (e) 予算執行行状況管理と次期公共投資計画との関係

- (f) 次期 5 か年計画(Social Economic Development Plan、Mid Term Investment Plan)の状況
- 9. 他ドナーの公共投資・財政管理分野における支援状況の把握・分析
- ③ JICA ベトナム事務所に現地業務結果報告書(和文)を提出したうえで、現地 業務結果の報告を行う。
- (3) 第2次国内準備作業期間(2020年5月下旬)
 - ① 第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文)を発注者に提出のうえ、業務 結果を報告し、次回ワークプラン等について打ち合わせを行う。
 - ④ 第2次現地業務にかかるワークプラン(和文)を作成し JICA 東南アジア大洋州部による確認ののち提出する。併せて、ベトナム事務所にもデータを送付する。
- (4) 第2次現地業務期間(2020年6月下旬~7月上旬)
 - ① JICA ベトナム事務所とワークプランの詳細について調整する。
 - ② 第1次現地業務時にヒアリングしきれなかった機関、トピック及び第1次現地業務時のヒアリングから新たに浮かび上がった問題などについて関係機関に対しヒアリングを行い現状を分析する。
 - ③ JICA ベトナム事務所に現地業務結果報告書(和文)を提出したうえで、現地 業務結果の報告を行う。
- (5)帰国後国内整理期間(2020年8月中旬)
 - ① 第 2 次派遣の現地業務結果報告書(和文)を発注者に提出のうえ、業務結果 を報告する。
 - ② 本調査全体の結果及び本調査で特定した JICA の案件形成、履行においてのボトルネックに対し、有効な対策として JICA が支援し得る分野、領域に関する提言を業務完了報告書にまとめる。
 - ③ 業務完了報告書(和文)を発注者に提出のうえ、報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(和文)
 - 業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
 - Word もしくは PPT ファイルでの提出。
- (2) 現地業務結果報告書 (和文)
 - 各現地業務終了時。
 - Word もしくは PPT ファイルでの提出。
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)
 - 簡易製本とし、電子データを併せて提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒ハノイ往復を標準とします。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程
 - 7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、 国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア)空港送迎:あり
 - イ) 宿舎手配:あり
 - ウ) 車両借上げ:ベトナム事務所手配
 - エ) 通訳傭上:ベトナム事務所手配(英・越)
 - オ) 現地日程のアレンジ:

基本的には業務従事者が日程アレンジを行うが、必要に応じて適宜 JICA ベトナム事務所がアレンジを行う。

カ)執務スペースの提供:なし

(2)参考資料

①関連資料は下記 URL よりご参照下さい。

JICA ベトナム事務所サイト

https://www.jica.go.jp/vietnam/office/

ベトナム財政省サイト

https://www.mof.gov.vn/

ベトナム計画投資省サイト

http://www.mpi.gov.vn/

- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」 及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール:
 - タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
 - 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後 に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上